

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田 巖さんを救い出そう！
事件発生 43 年 第二次再審で無罪を！ 一日も早い解放を！

静岡地裁は

一日も早い袴田巖さんの再審開始を！

資 料

2010 年 1 月 24 日

於：清水テルサ 6 階 研修室

主催：袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

集会 予定

13:30～ 開会・・・司会・進行：事務局

挨拶：榎田民夫（代表）

半年を振り返って

14:00～14:10

報告：山崎俊樹（事務局長）

味噌漬け実験と 12.14 再審請求理由補充書

14:10～14:50

講演：指宿 昭一 弁護士(袴田事件弁護団)

冤罪・再審事件をめぐる情勢と袴田事件第二次再審申立の現状

講演を受けての質疑・討論

14:50～15:00 休憩

15:00～15:40

菅家利和さんと語る インタビュー：安田聡さん

“密室の取り調べと、警察・検察のでっちあげ”

15:40～16:00 菅家さんとの質疑

16:00～16:10 袴田秀子さんから 面会寺の巖さんの様子など

16:10～16:20 支援団体からの報告と事務局からのお願い

16:20 閉会 後かたづけ

懇親会 「ビスタカフェ」(ホテルビスタ清水 1F)

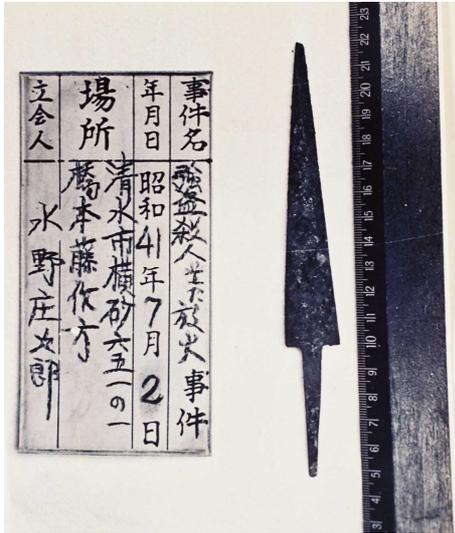
(20 ページの地図をご覧ください)

17:30～ 参加費：3,200 円程度

参加される方は受付までお知らせ下さい。(予約が必要ですので)

1. いわゆる 袴田事件のあらまし

静岡県中部、静岡市の東に隣接する旧清水市。その東端の町横砂で、1966年(昭和41年)6月30日未明、味噌製造会社の専務宅から出火、全焼した現場から、刃物による多数の傷を受けた一家4人の死体が発見されました。



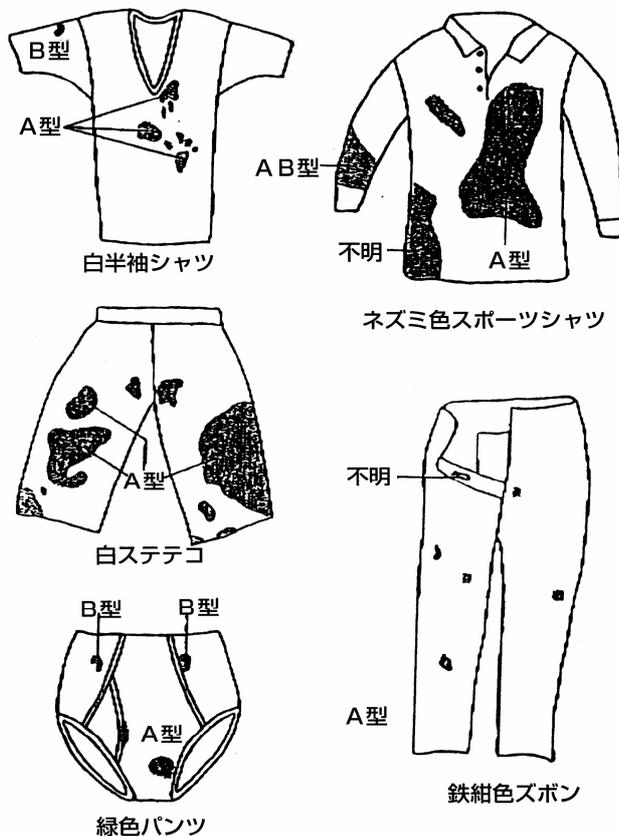
焼け跡のガソリン臭から、放火であることも明らかでした。しかし、被害者宅には多額の現金、預金通帳、有価証券がほぼそのまま残されていたので、初怨恨による犯行と考えられていました。

袴田巖さんは、事件当時、現場近くの味噌工場の二階の寮に住み込み、働いていました。

袴田さんにアリバイがなかったこと、事件後左手中指に負傷していたこと(実際には消火活動によって負傷)そして特に元プロボクサーであったことなどから、警察は、はじめから袴田さんが犯人と決めつけていました。

例えば、事件発生から4日後の7月4日には、警察は、袴田さんの部屋から肉眼ではみえないほど微量の血痕しか付いていないパジャマを押収し、マスコミには「血の付いた衣類発見」と大々的に発表しました。そしてその後、パジャマには微量の血痕や放火に使われたものと同種の油が付着していたとして袴田さんを逮捕し、それをもとに長時間の取調べによって袴田さんに虚偽の自白をさせてしまったのです。

ところが、一審の公判中である1967年(昭和42年)8月31日、工場内の醸造用味噌タンクの味噌の中から5点の衣類(ズボン、ステテコ、緑色ブリーフ、スポーツシャツ、半袖シャツが麻袋に入っていた)が発見され、9月12日には袴田さんの実家



に捜索に赴いた警察官が、このズボンと生地・切断面が一致する共布を「発見」しました。

こうして、「自白」では、犯行時、パジャマを着用していたとされていたにもかかわらず、裁判所は、5点の衣類が殺害行為の際の犯行着衣であるとし、それが決定的な証拠であるとして袴田さんに死刑判決を言い渡し、1980年(昭和55年)に上告が棄却され死刑が確定してしまったのです。

袴田さんは、1981年(昭和56年)、静岡地裁に再審を申し立てましたが、1994年(平成6年)8月9日棄却。東京高裁における即時抗告審も2004年(平成16年)8月27日に棄却されました。これを受け弁護団は、同年9月1日に特別抗告を申し立て、昨年12月に、ズボンのサイズは味噌によって縮んだのではなく、元もと小さかったのだ、という内容の補充書を提出、今年3月には最終意見書を提出し、一刻も早い再審の開始を最高裁に訴えましたが。

しかし、2008年(平成20年)3月24日付で、最高裁は特別抗告を棄却してしまいました。弁護団は2008年4月25日、静岡地裁に第二次再審請求を申し立てました。しかし、この申し立ては、袴田巖さんの獄中での状態が悪く、姉・ひで子さんの申立でした。

2009年3月2日、東京家裁は袴田ひで子さんの成年後見人の申請に対し、姉・ひで子さんを保佐人の認定をしました。この結果、保佐人は再審請求の請求人としての権利が認められているため第二次再審請求の法的根拠が確定しました。

2009年7月24日、静岡地裁で弁護団、裁判官、検察官による三者協議が始まり、12月14日に、弁護団は再審請求理由補充書を提出しました。



2. 1年2ヶ月味噌漬け実験報告書 要旨

私たちは、昨年9月19日、1年2ヶ月間味噌漬けにした衣類の実験報告書を弁護団に提出しました。

東京高裁は、控訴審判決(1976年5月18日)で、

“1967(昭和42)年8月31日、こがね味噌工場1号タンクから発見された5点の衣類は、「本件の直後にタンクに入れられた蓋然性は大き(い)」(控訴審判決21丁表)とされている。事件が発生した1966(昭和41)年6月30日当時、1号タンクには、その前年から醸造していた赤味噌が相当程度残存しており、袴田さんが、その味噌の中に5点の衣類を隠した”

と認定しています。

そこで私たちは、麻袋に入れられた衣類とそれに付着した血液が、赤味噌の中で1年2ヶ月を経ると、それらの色がどのように変化するのかを検証し、証拠の5点の衣類との異同を確認するため、実験を行いました。

実験には出来る限り当時の衣類に近い生地 of 衣類を準備し、血液も私たち自身の血液を採取し、衣類に付着しました。

実験開始も、事件発生日の6月30日に合わせ、同じ季節の期間を経過させ、味噌からの取り出しは実際の発見日である8月31日合わせました。

また、同じものを同時に2点作り、1点を経過観察とし、時々状態を確認していました。経過観察をすると約一ヶ月で半袖シャツとステテコはしっかり赤味噌色に染まっており血液付着部分は黒褐色を示していました。

さらに三ヶ月を経過すると、白い衣類は味噌の色とほぼ同じ色になっていましたが、青や緑は元の色が残っていることが判別出来る状態でした。

味噌からの取り出し

2009年8月31日午後2時から、味噌漬け衣類の取り出しを行いました。この取り出しはマスコミ関係者にも公開しました。

その結果は以下のようにまとめることができました。

(1) 赤味噌は、1年2ヶ月間経過したことで発酵が進み、濃い茶色となっており、衣類にはその味噌浸出液が完全に浸透したため、味噌の色とほぼ同色に、むらなく染まっている。ただし、薄い色の衣類(ブリーフ、ステテコ、半袖シャツ)は、その生地の織り方・編み方によって、色の濃さが若干異なる。その違いは生地によって吸水性が異なるためと考えられ、パイル織りのブリーフ、ハンカチがもっとも濃い色になり、青色ブリーフも緑色ハンカチも、味噌漬け前の色がわからなくなっている。

これに対して、発見された5点の衣類は、今回の実験結果に比して、味噌色が全体に薄く、緑色ブリーフは、もとの緑色が確認できる状態であった。

(2) 今回の実験では、1年2ヶ月間経過したことで、血液付着部分は赤味が消えてしまい、味噌色よりもさらに暗色の黒褐色なただけであって、血液であることはわからない。また、血液付着部分は、味噌漬け前には濃淡のむらがあったが、それがむらなく一様に黒褐色になった。

これに対して、発見された5点の衣類では、血液付着部分は、赤味が残って赤褐色であったとされており、写真からも明らかに濃淡のむらがあることがわかる。

別紙、カラーコピーを参照して下さい

平成21年(2009年)9月1日 (火曜日)

責争	戸立	乘斤	肩
<p>犯行時の着衣とされて いるのは、事件から1年</p>	<p>新証拠の基になる実験を 行った。</p> <p>争点となっている犯行時 の着衣に関して提出する</p>	<p>「袴田巖さんを救済する 清水・静岡市民の会」は</p> <p>31日、清水区内で弁護団 とともに、裁判の最大の</p>	<p>旧清水市(現静岡市清 水区)で1966年6月</p> <p>30日、みそ製造会社の専 務一家4人が殺害された</p>
<p>市民の会や弁護団のメン</p>	<p>裁判の証拠として採用 されたシャツやステテコ</p> <p>の写実は血痕がはっきり 分かるのに対して、実験</p>	<p>1年2カ月後のこの日、 初めて取り出した。</p> <p>付けた衣類を麻袋に入れ てみそ樽(たる)に漬け、</p>	<p>「袴田事件」で死刑が確 定し、第二次再審請求を している袴田巖死刑囚</p> <p>(73)の支援を続けている</p>
<p>市清水区</p>	<p>みそ樽の中に漬けてから1年2カ月後に取り出され た衣類。左下隅は裁判に採用された証拠の写真。静岡</p>	<p>「袴田事件」で死刑が確 定し、第二次再審請求を している袴田巖死刑囚</p> <p>(73)の支援を続けている</p>	<p>「袴田事件」で死刑が確 定し、第二次再審請求を している袴田巖死刑囚</p> <p>(73)の支援を続けている</p>

袴田事件 「犯行時の着衣」実験 弁護団 血痕不鮮明「新証拠に」

側が犯行時の着衣を「パ
ジャマ」としていた経緯
などもあり、「犯行時の
着衣ではない」と主張し
ている。実験の結果は報
告書にまとめ、新たな証
拠として提出する。



3 . 街頭署名活動、地裁、地検要請行動と署名提出

また、私たちは、月に2回程度、清水駅前や静岡青葉イベント広場前で、情宣・街頭署名活動を行い、

5月21日、静岡地裁、静岡地検へ

7月15日、静岡地裁、静岡地検へ

10月6日、静岡地裁、静岡地検へ

12月14日、静岡地裁へ

いずれも、街頭などで集めた署名を提出してきました。

この我々の行動に対し、静岡地検は「来るのは勝手だけれど、会う必要も署名を受け取る義務もない」と、私たちと会うことも、署名を受け取ることもしようとしませんでした。

一方、静岡地裁は、その都度対応し、署名及び要請書を受取り、直接参加者の声にも耳を傾けてきましたが、私たちの願いが裁判官にまで届いているかどうかは裁判官が私たちと直接会わない限りは、確かめる方法もありません。

なお、12月14日の要請は浜松救う会との共同行動でした。

資料 1 .

2009年12月14日

静岡地方裁判所

長谷川 憲一 裁判長 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

貴職もご存じの通り、私たちは清水・静岡を中心に袴田巖さんの無実を確信して救援活動を行っている市民団体です。本年5月以降、私たちは貴裁判所に署名の提出と、この事件に対する普通の市民感覚を訴え、袴田巖さんへの再審を開き1日も早い無罪の判決を下すことを要請してきました。

本日、袴田巖さんの再審請求についての第2回目の三者協議が開かれると聞いております。これに関連し、以下に記述する内容を、貴職に要請致します。

要 請 書

1 . 新証拠について真摯な検証を求めます。

昨年4月の第二次再審請求に伴い、いわゆる五点の衣類の一つであるズボンが、元もとはけないサイズであった事実を、科学的かつ精緻に証明した澤渡鑑定、及

び、事件後1年2ヶ月を経て発見された五点の衣類の味噌漬け状態が、長期間ではなくきわめて短時間で作ることが可能であること証明した実験報告書、さらに今回、長期間（1年2ヶ月）赤味噌に味噌漬け状態であれば、半袖シャツやステテコは、証拠とされた衣類の状態とは、かけ離れた状態になってしまいことを証明する実験報告を提出しました。

これらの新証拠は五点の衣類が袴田巖さんの物でないことを証明する重要な新証拠であり、袴田巖さんに無罪を言い渡す新たな、明らかな証拠です。疑問があれば、これらの新証拠は何度でも再鑑定、再実験が可能であり、証明力を補う事が可能です。ぜひ真摯に検証して頂くことを求めます。

2. 未開示証拠の開示勧告を求めます。

いかなる場合でも、無実の人を有罪にしてはならないことは刑事裁判の原則であると、私たちは理解しております。袴田巖さんの有罪に少しでも疑いがあれば、無実の可能性があれば無罪を言い渡すべきだと私たちは思います。

未開示証拠の中には、袴田さんの有罪に疑いがあるもの、あるいは無罪に結びつくものが存在している可能性がある以上、貴職の積極的な指揮で未開示証拠の開示検察官に求めて下さい。真相究明の努力なしに人を裁くことは許されません。

3. 市民誰しもが納得出来る判断を求めます。

弁護団が五点の衣類の血痕付着状況が不自然だと指摘すれば、「犯行時にズボンをはき脱いだ可能性も否定できない」とか、およそ常識では考えられない不自然な裁判官独特の「想像」を東京高裁ではしています。

一方最高裁では「五点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって」と、いかにも見たことがある、経験したことがあるかのような、判断をしています。また、ズボンがはけないサイズであった事を証明した沢渡鑑定に関しては、判断することも不可能だったのか、触れることも出来ませんでした。

このような誰しもが裁判の権威というものに不審を抱くような判断は繰り返さないで下さい。本年5月から導入された裁判員制度は賛否両論があるものの、裁判への信頼性を高めようとする努力であることは確かです。不審を抱くような判断はこれらの努力に逆行するものです。誰しもが納得のゆく判断を求めます。

4. 1日も早い再審開始を求めます。

年が明ければ、袴田巖さんは74歳になります。誰しも「いのち」には限りがあり、袴田さんも例外ではありません。

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則に基づき、速やかな審理の進行と1日も早い再審開始を求めます。

以上

資料 2.

2009年12月6日

静岡地方裁判所

裁判長 長谷川 憲一 様

無実の死刑囚袴田巖さんの再審開始のため 全証拠を開示させ、一日も早い無罪判決を求める要請書

無実の死刑囚袴田巖さんに残された時間は限られています。

長谷川裁判長の責任は、43年間の袴田巖さんの真実の声を丁寧に聞くことであり、これまでの裁判での死刑判決を取り消すことであり、何よりも袴田巖さんを死刑執行の恐怖から直ちに解放することにあります。

さらに、第二次再審の三者協議は遅々として進まず、袴田巖さんの無実を明らかにさせるため求めている、全証拠の開示を直ちに行うべきです。

繰り返された袴田巖さんへの死刑判決を、一点の曇りのない無罪判決により、法の正義と真実の回復を果たすべきです。どうか、これ以上のむなしい時間の経過を続けるべきではありません。

袴田巖さんは高齢化に加え「拘禁反応」の状態にあり、速やかなる再審開始、無罪判決こそ、長谷川裁判長の行い得る最善の責任であると考えます。

一貫した袴田巖さんの無実の叫びを受け止め、73歳という年齢及び「拘禁反応」という状況を十二分にふまえるべきです。

私たちは、袴田巖さんの再審開始のため全証拠の開示と、一日も早い再審開始による無罪判決を求めるものです。

袴田さんは無実だ 一日も早い再審開始を 12.6 浜北集会
主催 浜松 袴田巖さんを救う会々長 渥美 邦夫
浜松市浜北区中瀬950-3

4 . 12月7日、補充書提出

2009年12月7日、弁護団は、私たちのみそ漬け実験報告書を元に、再審請求理由補充書を提出しました。

この時同時に、袴田さんの浜北の実家を家宅捜索し、ズボンの共布を発見した当時の警察官の証拠調べ(証人尋問)も請求しています。

この警察官は、みそ漬け衣類を見たことが無いにも関わらず、袴田さんの実家にあったベビーダンスから「この布きれはズボンの共布だ」と判断した警察官です。

家宅捜索令状には“押収目的物が「手袋」と「バンド」”にも関わらず、全くそれらと関係のないズボンの共布、それも味噌に漬かっていないにも関わらず、味噌漬けズボンと一致すると、一目で判断し押収していますので、その経緯を尋問する必要がありますからです。そして、12月14日、この提出された補充書や証拠調べ、未開時証拠の開示請求などを元に、第2回目の三者協議が行われました。

資料 3.

少し長いですが、補充書を全文掲載します。

毎 日 新 聞

静岡中 2009年(平成21年)12月15日(火)

袴田事件

弁護団が「新証拠」

3者協議 再審求め提出

旧清水市(現静岡市清水区)で1966年、みそ製造会社の専務一家が殺害された「袴田3者協議」で、無実を訴えている袴田重徳(73)の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁、静岡地検、弁護団による岡地検、弁護団による3者協議が14日、岡地裁で開かれた。弁護団は事件から1年2カ月

後、みそだるから見つかった袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点」について、同種の衣類をみそ漬けにした実験結果を「新証拠」として提出。「衣類は捜査機関によるねつ造の可能性がある」と主張し再審を求めた。

3者協議は2回目。弁護団の実験は08年6月下旬から1年2カ月かけて実施。白い半袖シャツやズボンなどサイズや素材が類似した衣類5点に、人の血を付着させて麻袋に入れた。当時と同じ赤みそに漬け、発見当時の衣類の様子と比べた。弁護団の説明によると、発見当時の衣類の写真では血液の赤い色が認識できたが、実験結果では血液だと分からないほど濃い焦げ茶色に変色したという。

弁護団は「1年余りもみそに漬かったことが明らかと認定した最高裁の決定を覆す結果。このほか弁護団は、短期間のうちに第三者が手を加えたと推定できる」と述べた。

このほか弁護団は、検察側に対して証拠の開示を改めて要求。67年9月、袴田死刑囚の実家の家宅捜査で、みそだるに入っていたズボンの切れ端を見つけたとされる元警察官(85)の証人尋問も請求した。検察側は次回10年3月26日までに証拠開示請求に回答する予定だ。

【山田毅】

平成20年(た)第1号

有罪の言渡を受けた者 袴田 巖

請求人 袴田巖保佐人 袴田 ひで子

再審請求理由補充書

2009(平成21)年12月7日

静岡地方裁判所 刑事部合議係 御中

主任弁護士 西 嶋 勝 彦

弁護士 伊 藤 和 夫

同 秋 山 賢 三

同 小 澤 優 一

同 福 地 明 人

同 田 中 薫

同 村 崎 修

同 小 川 秀 世

同 小 倉 博

同 黒 柳 安 生

同 田 畑 知 久

同 岡 島 順 治

同 小 川 央

同 中 川 真

同	伊豆田 悦 義
同	村 松 奈緒美
同	葦 名 ゆ き
同	戸 館 圭 之
同	指 宿 昭 一
同	加 藤 英 典
同	高 橋 右 京
同	佐 野 雅 則
同	角 替 清 美

第1 「1年2ヶ月味噌漬け実験報告書」の証拠提出

弁護人らは、有罪の言渡を受けた者である袴田巖に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠として、「1年2ヶ月味噌漬け実験報告書」（2009年9月19日付）を提出する。

第2 「1年2ヶ月味噌漬け実験報告書」の意義

1 概要

「1年2ヶ月味噌漬け実験報告書」（以下「本件報告書」という。）は、いわゆる「5点の衣類」と同種の衣類に人血を付着させた上で麻袋に詰め、2008（平成20）年6月30日から約1年2か月間にわたり赤味噌に漬けた状態を保ち、2009（平成21）年8月31日に赤味噌から取り出して、その外観を観察したという実験結果に関する報告書である。また、この実験により、現実に赤味噌に1年以上にわたって漬け込まれた衣類は、発酵が進んで濃茶色となった味噌とほぼ同じ色に染まってしまい、薄茶色であった「5点の衣類」の発見当時の外観とは全く異なる状態になるということが明らかになった。

そして、この実験結果は、「5点の衣類が犯行着衣でありかつ袴田巖のものである」とした確定判決の事実認定や、これを追認した第1次再審請求に

おける各裁判所の判断が誤りであることを裏付けるものである。

2 実験方法および経過（本件報告書1～7頁）

この実験の方法および経過は次のとおりである。

(1) 実験の実施者

この実験は、「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」（代表：榎田民夫）の会員らが実施した。

また、それぞれの機会に応じ、袴田巖の弁護人らの中のいずれかの者が立ち会っており、平成21年8月31日の機会には、弁護人小川秀世、同伊豆田悦義、同中川真および同指宿昭一が立ち会った。

(2) 実験の目的および実験期間の設定等

この実験の目的は、「5点の衣類」が実際に1年2か月余りの期間にわたって味噌漬けになっていたならば、どのような外観を呈する状態になるのかを明らかにする点にある。

そこで、味噌漬け実験を開始する日（味噌漬けを行う日）は事件発生日と同じく6月30日（平成20年）に設定し、また、実験を終了する日（味噌から取り出す日）は「5点の衣類」発見と同じく翌年8月31日（平成21年）を予定した。

この実験は、衣類を麻袋に入れて味噌に漬け込む操作を行うものであるが、同様の操作を二組に分けて行い、それぞれの実験素材にA-1、A-2という符号を付けて管理した。

そして、A-1については、実験の開始日から終了予定日まで約1年2か月の間、途中で取り出すことなくそのままの状態を維持した。

他方で、A-2については、実験期間の途中に、衣類を味噌から取り出して状態を確認し、再び麻袋に入れて味噌漬け状態に戻すという操作を行った。

(3) 使用された衣類、麻袋、味噌等

衣類等

ア 衣類は、青色ブリーフ、白半袖シャツ、白ステテコ、ネズミ色スポーツシャツおよび鉄紺色ズボンの5点であり、いずれも5点の衣類とほぼ同じサイズのもので、素材も類似したものを用意した。

青色ブリーフのみ3着を用意し（1着は後日の色比較のため）、他の衣類は各2着を用意した。

なお、いずれの衣類も、洗濯をして自然乾燥させるということを5回繰り返したものを使用した。

イ 衣類とは別に、緑色のタオル生地ハンカチ（ブリーフと同様にパイル地のもの）3枚（1枚は後日の色比較のため）を用意し、洗濯をして自然乾燥させることを5回繰り返したものを用意した。

このハンカチは、緑色のブリーフが入手できず、実験では青色のブ

リーフを使用せざるを得なかったため、緑色の生地に関する味噌漬けによる色変化を明らかにするために用意したものである。

麻袋

麻袋は、5点の衣類が在中していたものと同種のものを2枚用意した。

味噌

ア 1号タンクで醸造されていたのと同じく、一般的に「赤味噌」と呼ばれている味噌（静岡市清水区所在の「味噌店」製）を60Kg用意した。

この味噌の内、約500gを取り出して冷凍保存し、実験終了時に発酵が進んだ状態のものとの色の比較ができるようにした。

そして、残りの味噌を2等分し、A-1とA-2のそれぞれに使用した。

イ なお、この実験で使用した赤味噌は、醸造開始からほぼ1年を経過しており、かつ酵母が生きた状態にあって発酵が進むものである。

これは、控訴審判決が「衣類の入った麻袋が本件の直後にタンクに入れられた蓋然性は大きく、そうだとしても麻袋が底部に入れられた点等からみて、七月四日の搜索、七月二〇日の仕込みのさいに発見されるおそれは小さかったと思われる」（同判決書21丁表）との認定を行っていることを踏まえたものである。

すなわち、1号タンクの底部に約1年前に仕込んだ赤味噌が残っており、その中に麻袋に入れられた5点の衣類が隠匿され、その後さらに新たな味噌が仕込まれたという経緯を仮想した。

味噌漬けを行う容器、重石

市販のプラスチック製の容器（コンテナ）2個と、容器のサイズに切った木製の落とし蓋を2個、また、市販の重石（9Kg）を4個用意した。

対照写真

昭和42年9月20日付佐藤秀一作成の鑑定書（17分冊2348丁以下）添付の白半袖シャツ及びステテコのカラー写真を複写したもの（A3サイズ）を用意した。

(4) 血液の付着

平成20年6月30日、協力者の血液（人血）を採取し、直ちに、白半袖シャツ2枚および白ステテコ2枚に付着させた。

なお、この血液採取にあたっては、抗凝固剤（クエン酸等）は使用しなかった。

血液を付着させた上記各衣類を自然乾燥させた（味噌漬け実験まで約5時間）。

(5) 味噌漬けの方法

用意した2個のプラスチック製コンテナに、それぞれ約10kg程度の味噌を入れてならず。

半袖シャツ、白ステテコなどの衣類5点と緑色タオル地のハンカチを麻袋に入れたものを二組作り、それぞれの麻袋を折りたたんだ状態にして、上記の各コンテナの味噌の上に置き、その上からさらに約20kgずつの味噌を被せて味噌漬けにする。

コンテナ内部の味噌の上には、木製の落としぶたを被せ、その上に市販の重石(9kg)を2個載せて圧力をかける。

そして、コンテナの蓋をかぶせて保存する。

3 実験結果

(1) 経過確認用の実験素材(A-2)について

実験開始から約1か月後の状態(本件報告書7~10頁)

平成20年7月31日、静岡県弁護士会において、A-2素材の麻袋を味噌の中から取りだし、衣類の状態を確認した。

すると、スポーツシャツは、味噌から滲出する液体(いわゆる「たまり」)に十分に漬かっておらず乾いた状態であったが、他の衣類等は「たまり」に漬かって濡れた状態であった。

そして、半袖シャツや白ステテコの状態は、味噌とほぼ同色に染まっており、付着させた血液は黒っぽく変色していた。

他方で、色の対比用に入れた緑色ハンカチや青色ブリーフは、それぞれ、緑色、青色という色の判別が出来る状態に止まっていた。

実験開始から3か月後の状態(本件報告書10、12頁)

平成21年9月30日、静岡県弁護士会において、再度、A-2素材の麻袋を味噌の中から取りだし、衣類の状態を確認した。

味噌の色は、1ヶ月後の色とほぼ同じであり、半袖シャツや白ステテコは、その味噌とほぼ同色に染まっている。

スポーツシャツは、わずかではあるが、襟元などに、味噌に漬かっていない部分が残っている。

また、ハンカチやブリーフは、元の緑色、青色が判別できる

実験開始から約8か月後の状態(本件報告書13、14頁)

平成21年3月3日、静岡県弁護士会において、再度、A-2素材の麻袋を味噌の中から取りだし、衣類の状態を確認した。

すると、味噌は発酵が進んでおり、色が濃色になった。

また、スポーツシャツにもほぼ全面に「たまり」が染みこむ状態になっていた。

そして、緑色ハンカチや青色ブリーフについては、味噌の色が付いたことによって、元々の色が判然としない状態になっていた。

(2) 1年2か月間状態を維持した実験素材(A-1)について(本件報告書

15～21頁)

平成21年8月31日、清水区の辻生涯学習交流館において、1年2か月間にわたり味噌漬けの状態を維持していたA-1素材の麻袋を味噌の中から取りだし、衣類の状態を確認した。

そして、本事件の「5点の衣類」の状態が撮影されたカラー写真(昭和42年9月20日付佐藤秀一作成の鑑定書(17分冊2348丁以下)添付の白半袖シャツ及びステテコのカラー写真)と対比した。

その結果、以下のとおりの重大な相違点が明らかになり、実際に1年2か月間にわたって味噌漬けになった衣類の外観は、発見された「5点の衣類」の外観とは、全く異なることが明らかになった。

半袖シャツやステテコについて

ア 実験素材の半袖シャツやステテコは、1年2か月間の味噌漬けの結果、発酵が進んで濃褐色となった赤味噌の滲出液(たまり)が完全に浸透し、味噌の色とほぼ同色でムラなく一様に染まっていた。

これに対し、発見された「5点の衣類」に含まれる半袖シャツやステテコは、上記鑑定書の添付写真によれば、全体的に着色の度合いが薄く、また、濃淡に大きなムラがある。

また、昭和42年9月4日付実況見分調書(17分冊2274丁以下)においても、発見当時の衣類の色の状態は、「全般的に味噌がしみて薄茶色を呈している」(ステテコ)(2285丁)、「薄茶色になって濡れている」(半袖シャツ)(2286丁)と表現されている。

このように、両者の着色の状態は、完全に異なるものであった。

イ 実験素材の半袖シャツやステテコに付着させた血液は、完全に赤みを失って黒っぽく変色していた。すなわち、血液を付着させた部分の外観は、周辺の生地を染めている味噌の色が、さらに濃い暗色に変化している状態であって、一見してそれらが血痕であるとは認識できない状態であった。

これに対し、発見された「5点の衣類」の半袖シャツやステテコに付着していた血液は、上記鑑定書(17分冊2348丁以下)の写真でも依然として赤みが残されたままである。そして、同鑑定書では、それらの血痕の色に関し、「黄褐色や亜淡赤褐色の血痕様のもの」「手掌大弱の範囲が濃赤褐色を呈し」「その他にも全般に不整形の濃赤褐色の汚染」(ステテコ)(2348丁)との表現や、「赤褐色の血痕」「指頭大の濃赤紫色の血痕」(半袖シャツ)(2349丁)との表現が用いられている。

また、発見時の状況に関する上記実況見分調書(17分冊2274丁以下)においても、血痕の色は、「血痕よりの赤紫色の付着」(ステテコ)(2285丁)、「赤紫色の血痕よりの付着」(半袖シャツ)

(2 2 8 6 丁) と表現されている。

このように、血液付着部位の状態も、本実験では赤身が残っていない暗色であるのに対し、5点の衣類は、赤味の残った赤褐色であり、また濃淡のムラがある点で、著しく異なるものであった。

青色ブリーフおよび緑色ハンカチについて

実験素材の青色ブリーフおよび緑色ハンカチは、1年2か月間の味噌漬けにより味噌の滲出液で染まった結果、もっとも濃い色に変色しており、もともとの素材の色(青色または緑色)が判別不可能な状態であった。

これに対し、発見された「5点の衣類」の緑色ブリーフは、発見者である水野源三らが、直ちに緑色のブリーフだと判別できたとされている(水野源三の証言調書・5分冊1693丁、1696丁など)。

また、発見時の状況に関する上記実況見分調書(17分冊2274丁以下)でも、ブリーフの色は「薄茶色のしみ込んだ中にもグリーン色がはっきり認められ」と表現されている(2289丁)。

この点においても、現実に1年2か月間にわたって味噌漬けになった衣類と、発見された「5点の衣類」の状態は、全く異なるものであった。

4 本件報告書の意義

(1) 確定判決の証拠構造との関係

再審請求書において指摘したとおり(同書添付の再審請求理由書の第2, 1参照)、第1次再審請求に関する最高裁決定(平成20年3月24日付)が述べる確定判決の証拠構造は、いわゆる「5点の衣類」が、犯行着衣であり、かつ、袴田巖のものである、という認定に大きく依拠している。

もっとも、弁護人らは、第1次再審請求において、「5点の衣類」に関する複数の鑑定書(澤渡第1鑑定, 同第2鑑定, 間壁鑑定)を提出しており、それらの内容は、「5点の衣類」に存在する不自然さや不合理さを客観的に明らかにし、その衣類が袴田巖のものではないばかりでなく、そもそも本件の犯行着衣でもないという点について、合理的な疑いをもたらすものであった。

そして、袴田巖と弁護人らは、上記の合理的かつ客観的な疑いを踏まえて、「5点の衣類」には、捜査機関等の第三者による意図的な操作が加えられた「ねつ造」の可能性があると主張した。

ところが、上記最高裁決定は、「5点の衣類」にねつ造の可能性のある旨の主張は合理的な根拠があるものとは認められないと判断した。そして、そのようにねつ造の可能性を否定する判断を行うに際し、その重要な根拠とされたのが、「5点の衣類」の発見当時の状態であった。

すなわち、上記最高裁決定は、ねつ造の可能性を排斥する重要な理由

として、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長時間みその中につけこまれていたものであることが明らかであって、発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない。」との事実を認定していた。

また、第一次再審請求における東京高裁決定（平成16年8月26日付）においても、「5点の衣類」について、「衣類が味噌タンクに1年余りも漬かっていたような状態が一朝一夕にできるとも思われぬ（同決定書52頁）との認定判断が行われていた。

このように、第1次再審請求での裁判所の判断の中で「5点の衣類」のねつ造の可能性が否定されたロジックは、まずもって、発見当時の「5点の衣類」の外観その他の状態に基づいて、「5点の衣類は1年余りも味噌に漬かっていたことが明らかなものである」との認定が行われている。そして、この認定を前提にした上で、「事件発生（昭和41年6月30日）から味噌の仕込（同年7月20日）までのわずかな期間に、捜査機関等の第三者が何らかの作為を施す余地など存在しない」との判断が導かれているのである。

さらに、上記のロジックによって、ねつ造、すなわち第三者による作為の可能性が否定されてしまった結果、第1次再審請求において提出された複数の鑑定書が、「5点の衣類」そのものに関する数々の疑問を明らかにしているにもかかわらず、実質的に無視されるに至っている。

以上のように、第1次再審請求において、裁判所が「5点の衣類」に関する合理的疑問を排斥するに際しては、「5点の衣類」の発見当時の状態に基づく「1年余りも味噌に漬かっていたことが明らか」との事実認定が、きわめて重要な役割を果たしていた。

しかしながら、「1年余りの期間にわたって衣類を味噌に漬けた場合に、その衣類はいかなる外観を呈するのか」という点には、実は、社会生活における一般的な経験則が何ら妥当しない。言うまでもなく、通常、社会生活場面において「衣類を味噌漬けにする」という機会が、そもそも存在しないからである。

そうすると、本件報告書が内容とする実験結果は、「1年余りの衣類の味噌漬け」という希有な場面に妥当するべき経験則を客観的に明らかにしたという点で、きわめて重要な意味を持つものである。

(2) 本件報告書が明らかにしたもの

上述したとおり、本件報告書の実験結果は、現実に1年2か月間にわたって味噌漬け状態が維持された衣類の外観は、本件で発見された「5点の衣類」の外観とは全く異なるものであることを、明らかに証明した。

すなわち、本件報告書の実験結果によって明らかにされた経験則に照らせば、本件で発見された「5点の衣類」は、1年余りの長きにわたっ

て味噌漬けになっていたものとは、およそ認められないのである。

したがって、本件報告書は、平成20年3月24日付最高裁決定における「5点の衣類の発見当時の状態に照らして、1年余りも味噌に漬かっていたことが明らか」という認定を覆すに十分なものである。

また、先に提出済みの2008年4月14日付「味噌漬け実験報告書」における実験結果によれば、発見された「5点の衣類」と同様の外観を呈する衣類は、「たまり」を用いることによってごく短時間で作出可能であることが明らかになっている。

すると、本件報告書の実験結果と、上記の報告書の実験結果とを総合的に検討すれば、いわゆる「5点の衣類」は、その外観に照らして、1年余りの長期にわたって味噌漬けになっていたものとは認められず、むしろ、味噌漬けになっていたかの如き外観をごく短時間で作出しようとしたものに類似するということになる。

そして、これはまさしく、5点の衣類に対して、第三者による何らかの作為が加えられていることを推定させる、きわめて重要な事情なのである。

- (3) 以上論じたとおり、第1次再審請求審において、裁判所が、「5点の衣類の発見当時の状態に照らして、1年余りも味噌に漬かっていたことが明らか」との認定を前提にして、5点の衣類に対して第三者の作為が関わった可能性を否定し、さらに、5点の衣類に関する種々の合理的疑問を排斥するに至ったというロジックは、本件報告書によって崩壊したと評価される。

そうすると、第1次再審請求において提出された各鑑定書等の新証拠を含めた新旧全証拠の総合評価を行った場合、「5点の衣類」に現に存在する種々の不合理な事情については、何ら解明されえないところに帰する。

したがって、袴田巖の犯人性には重大な合理的疑いが存在することが明らかであり、袴田巖に無罪を言い渡すべく、再審が開始されなければならない。

以 上

5 . 講 演 : 指宿 昭一 弁護士(袴田事件弁護団)

冤罪・再審事件をめぐる情勢と

袴田事件第二次再審申立の現状

2010 . 1 . 24

袴田弁護団 弁護士 指宿 昭一
(第二東京弁護士会)

1 あいつぐ冤罪事件の無罪判決と再審開始決定など

(1) 「それでもボクはやってない」(周防正行監督) 07 . 1 ~ 上映

(2) 志布志事件無罪判決 07 . 2

(3) 富山(氷見)事件再審無罪判決 07

(4) 足利事件再審開始・刑の執行停止 09 . 6

(5) 布川事件再審決定確定 09 . 12

(6) 狭山事件証拠開示勧告 09 . 12

2 「白鳥決定」と再審の「冬の時代」

(1) 再審「開かずの扉」の時代

(2) 最高裁・白鳥決定 75.5

(3) 免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件等の再審無罪

(4) 再審「冬の時代」

(5) 再び再審の時代へ（横浜事件、名張毒ぶどう酒事件、布川事件）

3 袴田事件第二次再審の現状

(1) 再審請求理由補充書（09.12.7）

(2) 味噌漬け実験報告書（09.9.19）

(3) 三者協議と証拠開示請求・証人尋問請求

6 . ゲスト : 足利事件 えん罪被害者 菅家利和 さん

インタビュー : 安田 聡 さん

事件の概要と経過

1990年5月12日、午後7時前、栃木県足利市内のパチンコ店から、当時4才の女の子が行方不明になり、翌朝、近くの渡良瀬川河川敷で遺体となって発見されました。また同日渡良瀬川の中から、被害者の着衣が泥だらけの状態で見つかりました。

その中の「半袖下着」に精液が付着していたとして、当初県警科学捜査研究所(科捜研)が血液型を分析、B型と判明しました。(この泥だらけの「半袖下着」が、その後1年3ヶ月もたって、東京の科警研でDNA鑑定にかけられることとなります)

足利では、79年と84年にも、同様の少女殺害事件がおこり、未解決だったため、警察はメンツをかけた大捜査を行いました。しかし、半年過ぎても成果手掛かりがつかめませんでした。

あせりの出始めた頃、市内に住む元幼稚園バス運転手・菅家利和さんの名前が、近隣住民に対する聞き込み捜査中に浮上します。アダルトビデオを多数所有していること(ロリコン物ビデオは全くなし)と、聞き込みの刑事に対して話した職場の経営者の「そういえば子供を見る目つきが怪しかった」などという、心無い言葉により、犯人として目星をつけられ、以後一年間毎日尾行されることとなります。しかし菅家さんは、尾行された一年の間、少女に対する声かけなど、怪しい行為はいっさいありませんでした。(後に刑事が法廷で証言しております。)それにもかかわらず、菅家さんは尾行中の刑事に捨てたゴミを拾われ、中のティッシュを無断で押収され、まったく気づかないうちにDNA鑑定されてしまいます。

1991年12月、「被害者の下着に付いていた精液とDNA型が一致した」という理由で足利署に連行されたうえ、刑事たちの言葉の暴力や暴行などによって、その日の深夜、無理やり自白させられます。一旦そうなると、二度と再びあんな「恐怖の取り調べ」が行われるのを避けようとして、自分から刑事たちに迎合せざるを得ず(これは菅家さんに限らず、取調べを受ける人に共通の心理です)刑事たちに誘導されるがままに、空想のストーリーを話してしまいます。

「DNA鑑定一致」を信じた刑事や検察官は、何一つ裏づけもないままその「自白」内容を書類にし、そのまま裁判に回します。

(菅家さんを支える会・栃木 のホームページ から)

7. 11.27 法務省交渉以降の面会状況

無実 43 号で報告したように、昨年 11 月 27 日の法務省交渉では、支援者の面会制限を無くすように申し入れました。

しかし、その後、12 月 24 日の面会では、事前に袴田さんに手紙を出し、面会に行く旨伝えていたにもかかわらず、当会の榎田代表を含む 2 名の面会は実現できませんでした。

8. 姉・袴田ひで子さん から

9. 支援団体からの報告

10. 事務局からのお願い

東京拘置所の 袴田さんに手紙やハガキを書こう！

袴田さんに手紙やハガキを書いて下さい。簡単な文を、大きめの字で、短い文章でお願いします。

現在、確定死刑囚には面会や文通は厳しく制限されています。（肉親か弁護人か、特別に法務省が認めた者以外は面会や文通が出来ません）

たとえ無駄になっても、獄中の袴田さんに文通や面会を試みることは、私たちが法務省に対して「誰でも面会や文通をさせてほしい」という要求の根拠になります。ですから皆さんに、手紙やハガキを書いてもらいたいのです。

送り先は以下の通りです。

〒 124-0001

葛飾区小菅 1-35-1A 東京拘置所内

無実の死刑囚 袴田 巖 様

カンパをお願いします
カンパ箱を受け付けなどにおいてあります。ご利用下さい。また、
まだ会員でない方は、会への入会もお願いします

街頭署名活動に協力を！

私たちは 第2土曜日もしくは日曜日 第4土曜日もしくは日曜日 に清水駅前
と静岡青葉公園で街頭署名活動を行っています。時間は原則として12時から1
時までです。皆さんの協力をお願いします。また、職場や地域などさまざまな
場所で署名活動を個々に行って、事務局まで送付して頂いても構いません。

署名活動は、他の活動とのかねあいで、日程や時間を変更する場合があります
ので参加される場合は、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

2月例会は

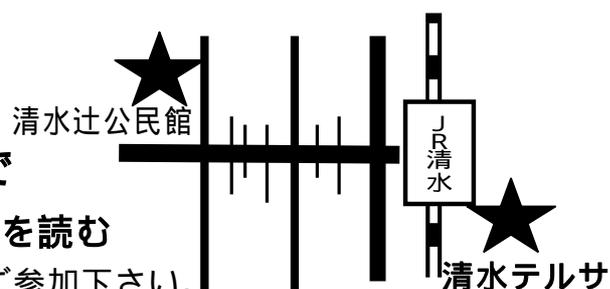
2月6日(土) 午後7~9時

清水辻公民館 1F 第1会議室で

テーマ：東京高裁即時抗告棄却決定書を読む

どなたでも無料で参加できます。是非ご参加下さい。

テーマ以外に、先月の活動報告なども行います。



集会終了後、5時30分から懇親会を開催します

集会で聞けなかったこと、もっと言いたいこと、いろんな人に尋ねたいことが
あると思います。よろしかったらご参加下さい。

場所はこの会場を出て、清水駅自由通路を西口に渡り、階段を降りたら、すぐ
駅舎沿の左手の道路を線路に沿って歩いて下さい。

参加される方には地図をお渡しします

会場は、線路をはさんで清水テルサの反対側のホテル1階のレストランでの懇
親会です。

ホテルビスタ清水 054-371-9111 です。

会費は、最低3000円を、お酒を飲む人は3500円をお願いします。会費に上限

はありませんので、少し多めに出して頂けると助かります。



5時30分からはじめ、7時すぎには終わります。

季刊 冤罪File を読もう！

あなたのお住まい近くの書店に注文してください

発行・発売：キューブリック